

平成13年6月29日

ミャンマー中部地域大規模水害被災者救援および復興計画  
に対する草の根無償資金協力について

1. わが国政府は、アジア医師連絡協議会（AMDA）に対し、ミャンマー中部で発生した大規模な水害による被災者を救済する緊急救援および災害復旧のため、「ミャンマー中部地域大規模水害被災者救援および復興計画」（Emergency relief for flood victims and reconstruction in the Central Zone）に資することを目的として、総額72,297米ドル（773万5,779円）の草の根無償資金協力を行うこととし、このための贈与契約の締結が、6月29日（金）、ヤンゴンにおいて、わが方津守滋在ミャンマー大使と先方小林哲也AMDAミャンマー駐在代表との間で行われた。

2. ミャンマーでは5月末以降75年ぶりとも言われる大雨のため、河川の氾濫や灌漑用ダムの決壊を引き起こす大規模な水害が発生し、少なくとも2万5,000人が被災し、約5,000人の住民が避難生活を強いられている。

このような状況の下、AMDAは「ミャンマー中部地域大規模水害被災者救援および復興計画」を策定し、この計画のための（1）被災者に対する緊急救援物資（衣料品、毛布、食糧）の支給、（2）避難キャンプでの仮設トイレ建設と仮設住宅への便器支給、（3）地域保健センター等への医薬品の支給、（4）小中学校の再建、および（5）地域保健センターの再建を実施するための資金につき、わが国政府に対し、草の根無償資金協力を要請してきたものである。